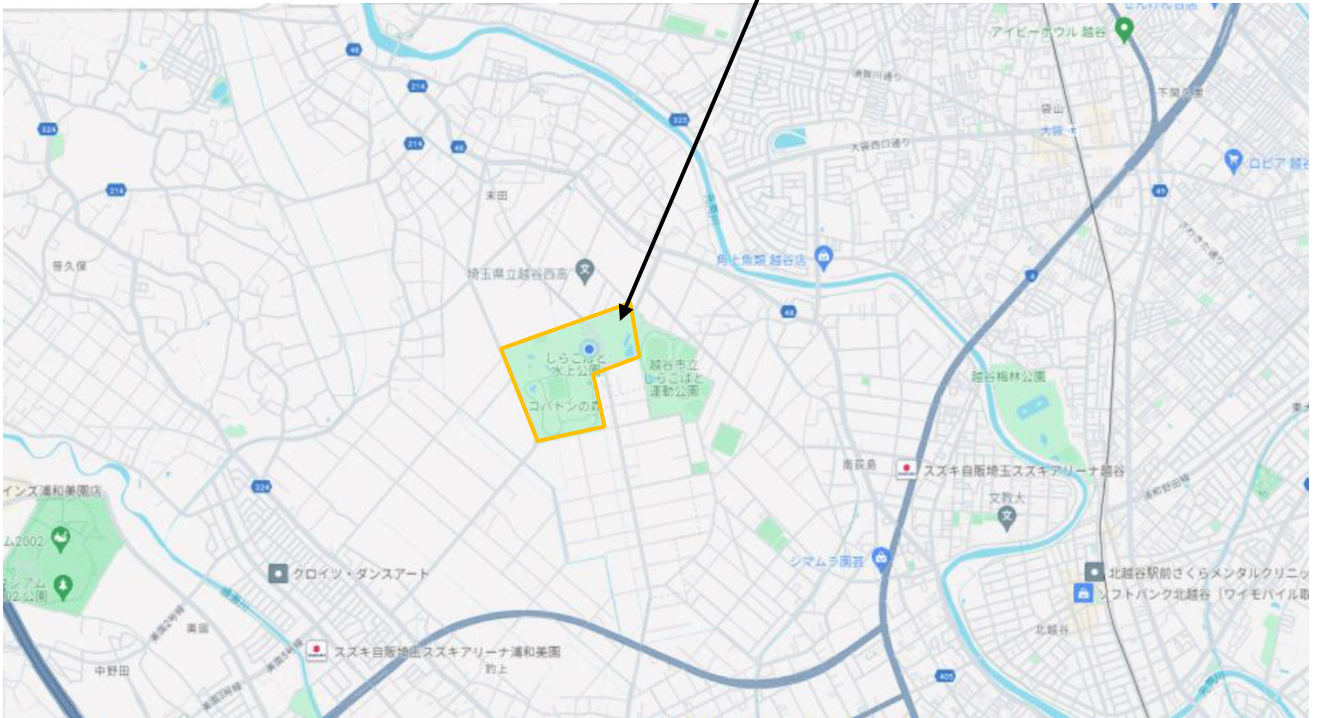


令和8年度 実施仕様書

委 託 名	令和8年度 しらこぼと公園周辺交通誘導警備業務委託
委 託 箇 所	しらこぼと公園／越谷市及びさいたま市岩槻区地内
委 託 大 要	別紙のとおり

委託場所



委 託 内 訳 表

種 別	単位	数量	単価	金額	適用
1 平日	式	1			
ア 隊長(正)	人	28			
イ 交通誘導警備員	人	139			
計					
2 土・日・祝祭日	式	1			
ア 隊長(正・副)	人	43			
イ 交通誘導警備員	人	298			
計					
3 お盆期間(8月12, 13, 14, 15, 16日)	式	1			
ア 隊長(正・副)	人	11			
イ 交通誘導警備員	人	75			
計					
4 ナイトプール	式	1			
ア 隊長(正・副)	人	3			
イ 交通誘導警備員	人	8			
計					

委託業務共通仕様書

(適用範囲)

- 第1条 この共通仕様書は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会が発注する委託業務に適用する。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。

(法令の遵守)

- 第2条 受託者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守しなければならない。

(業務の実施)

- 第3条 受託者は、業務の実施にあたっては、契約約款等で定める資格及び技能で適した者（以下「使用人」という。）を配置するものとする。
- 2 受託者は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務を持って業務を行うものとする。

(業務の実施責任)

- 第4条 受託者の行った業務の実施に瑕疵があり、または善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受託者は、委託者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受託者の責めに基づかないときは、この限りでない。

(業務責任者の指定)

- 第5条 受託者は、業務の実施にあたり、契約約款で定める業務責任者を選任し、次の任にあたらせるものとする。
- (1) 業務の実施に関する委託者との連絡及び調整
 - (2) 仕様書に基づく細部事項の打合せ
 - (3) 使用人の管理及び指揮監督
- 2 業務の実施に際し、委託者及び委託者の指定した監督員は、仕様書に基づく注文等を受託者の選任した業務責任者に対して行うものとし、使用人に対し直接これを行ってはならない。

(規律の維持)

- 第6条 受託者は、使用人の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

(異常又は事故報告)

- 第7条 受託者は、建物本体又は付帯設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに委託者に報告するものとする。
- 2 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに委託者に書面により報告するものとする。

(その他)

第8条 業務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
- (2) 電気、水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
- (3) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
- (4) 衛生に留意するものとする。

令和8年度 しらこぼと公園周辺交通誘導警備業務委託特記仕様書

(趣旨)

この特記仕様書は、公益財団法人埼玉県公園緑地協会委託契約約款に定めるもののほか、業務委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用)

この特記仕様書は、次の委託業務に適用する。

令和8年度しらこぼと公園周辺交通誘導警備業務委託

しらこぼと公園／越谷市及びさいたま市岩槻区地内

(業務内容)

この業務内容は、次のとおりとする。

しらこぼと公園の夏季プール期間中、周辺交通誘導を実施し、円滑な交通を確保することを目的とする。

勤務時間は次のとおりとする。

○通常営業

令和8年7月4日、5日、11日、12日、7月18日から8月31日まで及び令和8年9月5日、6日

8:00～17:30

○ナイトプール営業

令和8年7月8日、10日、12日

17:30～21:30

なお、勤務時間の中に労働基準法で定めた休憩時間以上を取得するものとし、取得時間帯については、業務に支障が生じないように、監督員と事前に協議して決めるものとする。

繁忙期等により勤務時間を超えて業務が生じる場合は、乙は甲の指示において時間外勤務を行うものとする。なお、時間外勤務が生じた場合の割増賃金等については、甲乙間で別途協議するものとする。

(業務の実施)

この業務の実施は、次のとおりとする。

1. 当該業務は、指定する時間に制服着用のうえ、周辺道路の混雑状況により、甲の指示において、適宜車両の誘導等を実施する。

○平日は隊長1名、土日祝日お盆は隊長1名、副隊長1名を配属すること。

なお、隊長・副隊長は2号警備員指導教育責任者資格者若しくは2号の検定合格警備員であることとする。

○人員配置は、平日6人、土・日・祝・お盆(8月12, 13, 14, 15, 16日)と定める期間は16人の配置とする。

○配置場所は、別図1・2のとおりとする。

	平日	土日祝日 お盆
【通常営業】		
統括責任者(隊長・副隊長)	1人	2人
A 第一駐車場への誘導(県道岩槻越谷線)	0人	2人
B 第一駐車場入口誘導(バスロータリー周辺)	0人	1人
C 第一駐車場の車の誘導及び整理	1人	1人

D 歩行者（横断者）安全確保及び路上駐車防止	2人	2人
E 第二駐車場入口／駐車場内の車の誘導及び整理	0人	2人
F その他周辺道路の違法駐車等の指導	1人	3人
緊急時の対応含めた待機人員（緊急時対応要員）	1人	3人
小計	6人	16人
【ナイトプール】		
統括責任者（隊長・副隊長）	2人	2人
D 歩行者（横断者）安全確保及び路上駐車防止	2人	2人
F その他周辺道路の違法駐車等の指導	2人	2人
緊急時の対応含めた待機人員（緊急時対応要員）	1人	1人
小計	7人	7人
合計	13人	23人

○浦和美園駅からの直通バスの停留所がある園内南側バスロータリーバリッカーの開閉業務を必要に応じて行う。
（別紙開閉箇所図参照）

2. 緊急時の措置は、次のとおり適切に行う。

- 緊急車両等の通過を妨げないよう、細心の注意を払うこと。
- 異常事態が発生した時は、公園関係者に通報しなければならない。

（業務の中止）

委託者は、低温、台風などによる天候不良、又は不測の事態により公園のプール営業を中止する場合は、受託者に連絡したうえで業務を中止することができるものとする。

業務を中止した場合の委託料の変更は、次のとおりとする。

1. 業務中止の連絡が、中止日の前日の17時以前になされた場合は、減人工数に相当する額（契約金額×減人工数／総人工数、ただし人工数は日当たりとする。）を減額する。
2. 業務中止の連絡が、中止日の前日の17時を越え当日の午前中の場合は、減人工数を上記「1」の場合の半分として計算した額を減額する。
3. 業務中止の連絡が、当日の午後の場合は、減額なしとする。

（提出書類）

この業務における提出書類は、次のとおりとする。

1. 報告書（様式第1号 内容については監督員と協議）
2. 従事者名簿
3. その他（必要に応じて監督員と協議して決定する）

（定めのない事項）

上記により定めのない事項については、甲乙と協議の上、決定する。

（負担区分）

業務に必要な各種装具、機器（トランシーバー、携帯電話）などは、乙の負担とする。

（その他）

甲は、乙が配置した警備員に対し、業務の性格上不適性と判断した場合は、交代を要求できるものとし、乙は、これに速やかに対応しなければならない。

業務に付随する県道については、埼玉県資格者配置路線には該当しない。

別紙開閉箇所図参照



別図1

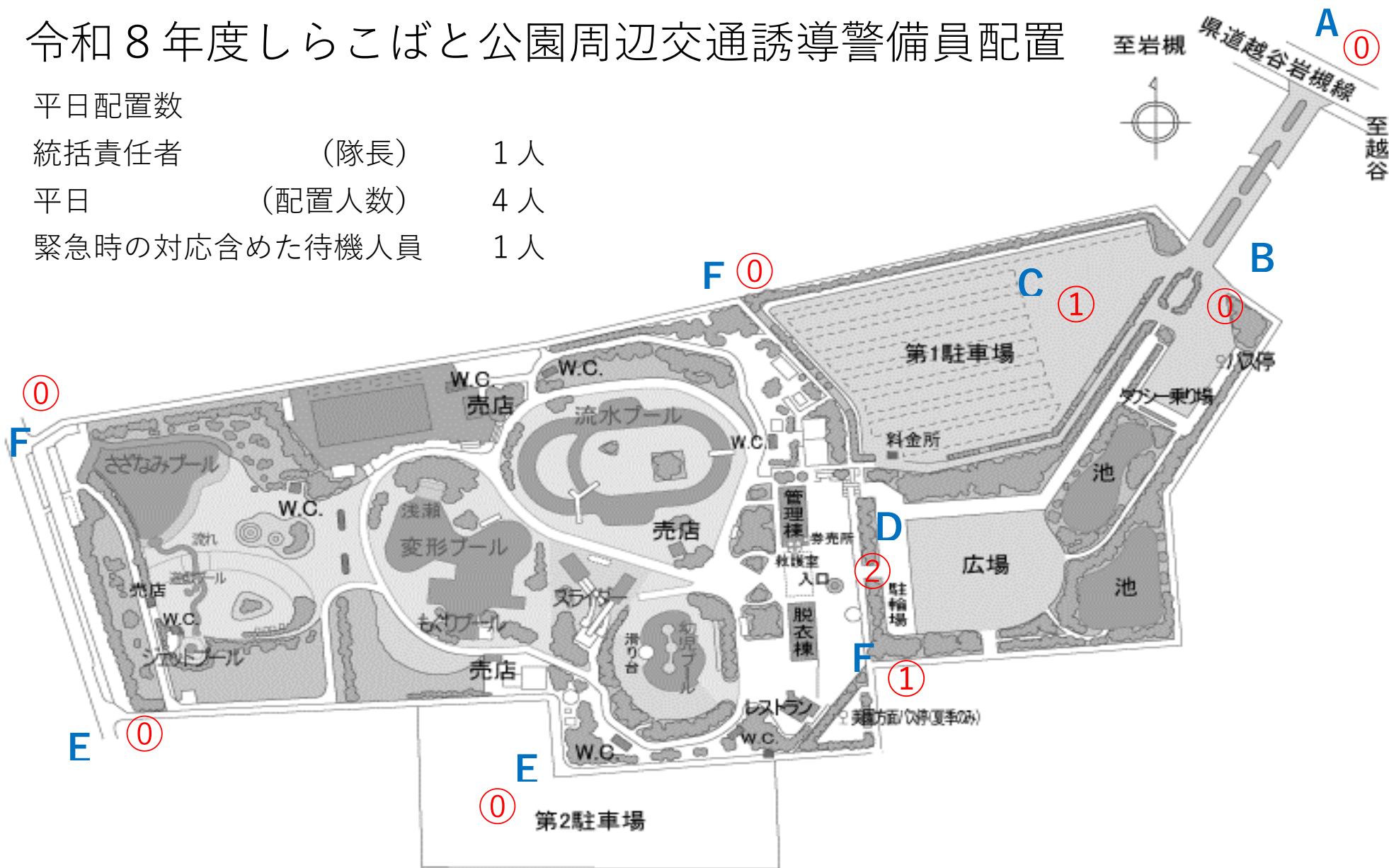
令和8年度しらこぼと公園周辺交通誘導警備員配置

平日配置数

統括責任者 (隊長) 1人

平日 (配置人数) 4人

緊急時の対応含めた待機人員 1人



別図2

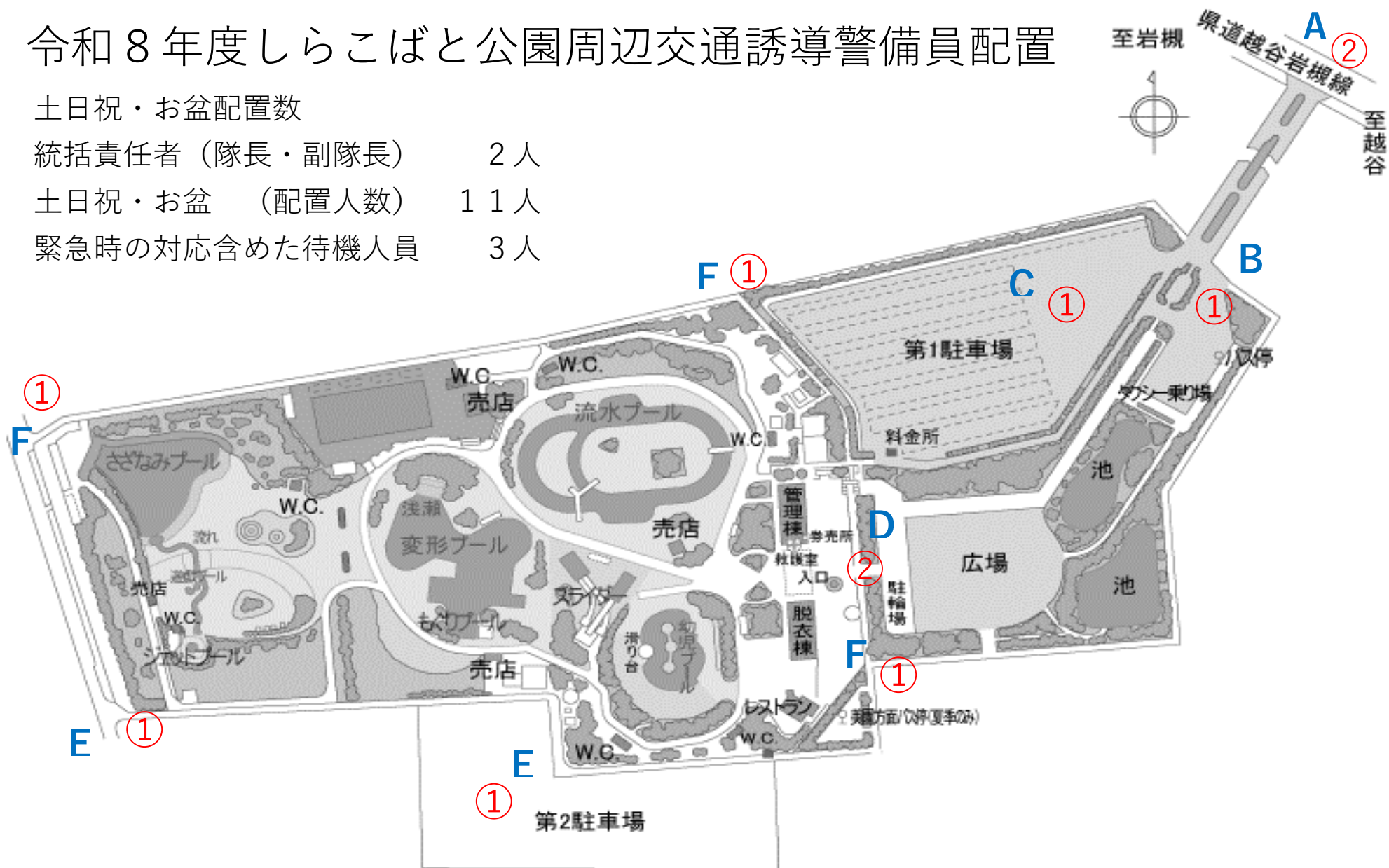
令和8年度しらこぼと公園周辺交通誘導警備員配置

土日祝・お盆配置数

統括責任者（隊長・副隊長） 2人

土日祝・お盆（配置人数） 11人

緊急時の対応含めた待機人員 3人



別図1

令和8年度しらこぼと公園周辺交通誘導警備員配置

ナイトプール配置数

統括責任者 (隊長) 2人

誘導員等 (配置人数) 4人

緊急時の対応含めた待機人員 1人



令和8年度しらこぼと公園 周辺交通誘導警備業務委託 報告書

所長	管理課長	主査	主事	主事	主事	警備統括

令和8年 月 日 () 天候

報告者 _____ 印

隊長	副隊長	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員	隊員

計 _____ 人

違法駐車排除・指導数 _____ 台 第一駐車場満車時間 _____ : _____ 時 第二駐車場満車時間 _____ : _____ 時

本日の報告・特記事項：

申し送り事項：
